

中部析水苑外運転管理業務等包括委託

要求水準書

姫路市下水道管理センター

# 目次

1.	総則	1
1.1	業務目的	1
1.2	本書の位置づけ	1
2.	業務の概要	1
2.1	業務の監視・評価体制	1
2.1.1	運転管理	1
2.1.2	施設の機能維持	1
2.1.3	監督員	1
2.1.4	検査、監視	2
2.2	施設概要	2
2.2.1	処理場	2
2.2.2	ポンプ場等	3
2.3	業務範囲	4
2.3.1	本業務の業務範囲	4
2.3.2	本業務に含まない業務範囲	6
2.3.3	再委託を禁止する業務	6
3.	前提条件	7
3.1	運転管理業務	7
3.1.1	基本方針	7
3.1.2	業務期間	7
3.2	流入水量・水質	7
3.2.1	流入水量の実績	7
3.2.2	流入水質の実績	7
3.3	流入基準	7
3.3.1	水量に関する流入基準	7
3.3.2	水質に関する流入基準	8
4.	運転管理において受託者の達成すべき要求水準	8
4.1	放流水質に関する基準及び栄養塩管理運転に関する基準	8
4.1.1	法定基準	8
4.1.2	契約基準Ⅰ	8
4.1.3	契約基準Ⅱ	9
4.2	施設機能の維持にかかる保全管理要求水準	9
4.3	環境への配慮	9
4.3.1	景観等への配慮	9
4.3.2	騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス対策に関する基準	9
4.3.3	安全対策	10

4.4	受託者の達成すべき基準、履行すべき業務にかかる改善措置等.....	10
4.5	遵守すべき関連法令等 .....	10
4.5.1	関連法令等 .....	10
4.5.2	要綱・各種基準等 .....	10
5.	<b>運転管理等業務の内容</b> .....	10
5.1	業務書類の作成・提出 .....	10
5.1.1	業務計画書等.....	10
5.1.2	月報等.....	11
5.2	作業時間 .....	11
5.3	運営管理要領 .....	11
5.4	運転操作監視業務要領 .....	12
5.4.1	運転操作 .....	12
5.4.2	中部析水苑において指定する管理事項.....	12
5.4.3	監視記録.....	13
5.4.4	巡回 .....	13
5.5	保守点検業務要領.....	13
5.5.1	保守点検 .....	13
5.5.2	臨時点検 .....	14
5.6	修繕業務要領 .....	14
5.6.1	修繕業務 .....	14
5.6.2	改善措置等 .....	15
5.7	水質等試験業務要領 .....	15
5.8	物品等調達・管理業務 .....	16
5.8.1	備品・消耗品等 .....	16
5.8.2	薬品・燃料・ガス・水道・通信回線等.....	17
	(1) 薬品.....	17
	(2) 燃料.....	17
	(3) ガス.....	18
	(4) 水道.....	19
	(5) 通信回線 .....	19
5.9	その他の業務要領.....	19
5.9.1	委託費等の請求 .....	19
5.9.2	廃棄物の処分.....	20
5.9.3	清掃業務 .....	20
5.9.4	植栽・樹木管理業務.....	20
5.9.5	浚渫業務 .....	20
5.9.6	保安業務 .....	20
5.9.7	見学者案内 .....	21

5.9.8	苦情に対する対応 .....	21
5.9.9	エネルギー管理に関する業務 .....	21
5.9.10	臨時作業への協力 .....	21
5.9.11	施設機能確認業務 .....	22
5.9.12	引継業務 .....	22
<b>6.</b>	<b>業務実施体制</b> .....	<b>23</b>
6.1	総括責任者等の選任 .....	23
6.2	総括責任者等の要件 .....	24
6.3	法定資格者等の選任 .....	24
6.4	労務管理等 .....	24
6.5	就業の制限 .....	24
6.6	従事者の服装等 .....	24
6.7	教育及び訓練 .....	24
6.8	非常事態発生時の対応 .....	24
<b>7.</b>	<b>費用分担</b> .....	<b>25</b>
7.1	施設等の使用 .....	25
7.2	受託者が負担する本業務にかかる経費 .....	25
7.3	光熱水費 .....	25
7.4	貸与品 .....	25
7.5	電話料等 .....	26
7.6	不可抗力に対する負担 .....	26
7.7	損害賠償 .....	27
<b>8.</b>	<b>その他</b> .....	<b>27</b>
8.1	本業務終了時の状態 .....	27
8.2	法令の遵守 .....	27
8.3	業務遂行上の留意点（非常時の対応） .....	27
8.4	リスク分担 .....	27

# 1. 総則

## 1.1 業務目的

本業務は、姫路市（以下「委託者」という。）が整備し所管する下水道施設の内、中部析水苑及びポンプ場等の維持管理に関する各種業務について、複数年にわたる包括的な性能発注による委託を行うことで、民間事業者（以下「受託者」という。）の創意工夫を促し、維持管理業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。

## 1.2 本書の位置づけ

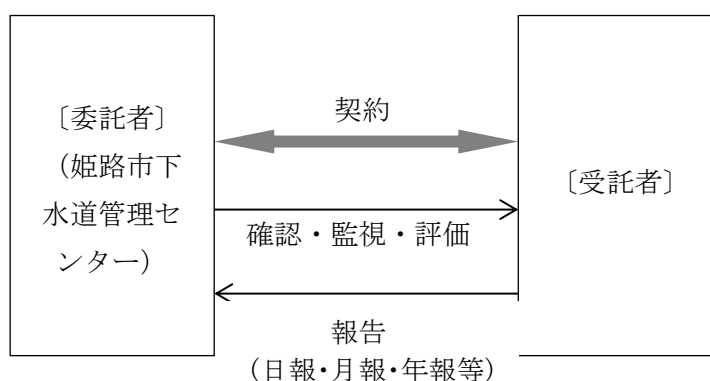
本要求水準書は、入札参加申込者が技術提案を作成するにあたり、本業務に係る前提条件及び委託者が求めるサービスの水準を定めると同時に、本業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。

入札参加申込者は本業務の目的及び各要件の意図を十分汲み取り、優れた技術提案を作成していただきたいと考えている。

# 2. 業務の概要

## 2.1 業務の監視・評価体制

### 2.1.1 運転管理



### 2.1.2 施設の機能維持

委託者は、随時、現地において施設の機能確認、業務監視及び業務評価を行う。

### 2.1.3 監督員

- (1) 委託者は、本契約に基づく受託者の業務の履行状況を確認及び監視するため、委託者に所属する者から、監督員を選任するものとする。
- (2) 委託者は、監督員を置いたときはその氏名を受託者に通知するものとする。監督員

を変更したときも同様とする。

(3) 監督員は、次に掲げる権限を有する。

- ① 契約の履行についての受託者に対する指示、承諾又は協議
- ② 受託者の本業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受託者が作成した詳細図等の承諾
- ③ 本契約書等に基づく業務の履行状況の確認

#### 2.1.4 検査、監視

委託者は、随時、施設へ立ち入り、受託者に対して業務の実施状況について説明を求め、自らの負担で水質検査その他の検査及び監視を行うことができる。検査及び監視を行う際は、委託者は受託者に通知したうえで委託対象施設に立ち入り、受託者はこれに協力するものとする。検査及び監視の結果、要求水準が満たされていないこと等の事実が判明したときは、検査及び監視に要した費用は受託者が負担するものとする。

### 2.2 施設概要

#### 2.2.1 処理場

- (1) 施設名 : 中部析水苑
- (2) 所在地 : 姫路市飾磨区今在家1351番地22
- (3) 汚水の種類 : 都市下水（一部皮革排水）
- (4) 排除方式 : 分流式（一部合流式）
- (5) 供用開始年月 : 昭和54年4月1日
- (6) 水処理方式及び処理水量

項目		全体計画	事業計画	令和3年度実績
水処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力(m <sup>3</sup> /日)		220,000	220,000	(現有能力) 220,000
下 水 量	日平均(m <sup>3</sup> /日)	124,300	127,100	182,160
	日最大(m <sup>3</sup> /日)	215,300	219,700	228,574
	時間最大(m <sup>3</sup> /時)	301,000	309,400	46,558
	雨天時最大(m <sup>3</sup> /日)	896,500	904,900	718,306

(7) 汚泥処理方式：濃度調整及び圧送（兵庫西流域下水汚泥広域処理場へ全量圧送）

（機能停止中の設備については本委託の対象外とする）

(8) 放流先 : 船場川

(9) 流入水質及び除去率（計画値）

①全体計画【標準活性汚泥法】

項目	水質 (mg/L)			処理効率 (%)		
	原水	反応槽流入水	処理水	初沈	生物反応槽 + 終沈	総合
BOD	130	91	15	30	83.5	88.5
COD	90	54	20	40	63.0	77.8
SS	150	75	20	50	73.3	86.7
T-N	35	30.6	30	12.5	2.0	14.3
T-P	3.5	3.1	3.0	12.5	2.0	14.3

②事業計画【標準活性汚泥法】

項目	水質 (mg/L)			処理効率 (%)		
	原水	反応槽流入水	処理水	初沈	生物反応槽 + 終沈	総合
BOD	130	91	15	30	83.5	88.5
COD	90	54	20	40	63.0	77.8
SS	150	75	20	50	73.3	86.7
T-N	35	30.6	30	12.5	2.0	14.3
T-P	3.5	3.1	3.0	12.5	2.0	14.3

2.2.2 ポンプ場等

(1) 主要な施設の概要

中継ポンプ場

	菅生台ポンプ場	中島ポンプ場	西広畑ポンプ場
汚水の種類	分流汚水	分流汚水	分流汚水
排除方式	分流式	分流式	分流式
放流先	分流汚水管	分流汚水管	分流汚水管
処理区	中部処理区		
接続処理場	中部析水苑		
主要な施設の概要	別紙1のとおり		

雨水ポンプ場

	中地ポンプ場
汚水の種類	合流汚水
排除方式	合流式
放流先	水尾川
処理区	中部処理区
主要な施設の概要	別紙1のとおり

(2) その他対象施設及び所在地等

別紙1による

## 2.3 業務範囲

受託者は、本業務契約書等及び提案書で定められた範囲内において、自らの裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本業務を行うことができる。また、本業務契約書等に特別の定めがある場合又は委託者と受託者が協議した場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

### 2.3.1 本業務の業務範囲

	業務名	主な内容
1	業務書類作成 ・運転管理業務	① 業務計画書の作成 ② 本水準書に定められた性能の担保 ③ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の機能保持 ④ 非常事態発生時の対応 ⑤ 就業者の労務、安全管理及び教育、訓練 ⑥ 委託者及び関係機関との連絡調整、協議等 ⑦ 日誌、日報、月報、年報及び運転記録の整理、文書の作成 ⑧ 事務室内の整理整頓
2	運転操作監視 業務	① 処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の運転操作及び制御 ② 処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の調整及び整備 ③ 処理場・ポンプ場等の監視室における運転状況の監視及び記録 ④ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の巡視及び記録 ⑤ その他委託者が別途指示する運転操作監視業務
3	保守・点検業務	① 処理場の施設、設備及び機器の日常・定期点検及び保守 ② ポンプ場等の施設、設備及び機器の定期点検及び保守 ③ 処理場・ポンプ場等の設備及び機器の点検に伴う消耗品の交換 ④ 処理場・ポンプ場等の設備等周辺の清掃 ⑤ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の故障警報・異常、非常事態発生時の臨時点検 ⑥ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の簡易な修理、記録の作成 ⑦ 中央監視設備の定期点検及び保守 ⑧ 全室素・全りん測定装置の定期点検及び保守 ⑨ 消防設備の定期点検及び保守 ⑩ 中部析水苑クレーン点検及び保守 ⑪ 中部析水苑エレベーター点検及び保守 ⑫ 受水槽点検及び保守 ⑬ その他委託者が別途指示する保守点検業務



	業務名	主な内容
4	修繕業務	<p>① 1箇所当たりの限度額（税込130万円）以内の修繕（ただし、年間総額は税込1500万円以内（業務期間が1年に満たない年度は125万円に業務期間（月）をかけた額）（以下「年間修繕限度額」という。）とし、限度額以上及び年間修繕限度額を超過する修繕については、委託者が行う。）</p> <p>② 同上の見積書、報告書、記録の作成</p>
5	水質試験業務	<p>① 定期的な水質分析及び汚泥性状分析</p> <p>② 異常時における水質分析及び汚泥性状分析</p> <p>③ 放流水等の分析</p> <p>④ 水質及び汚泥分析に係る採水作業及び採泥作業</p> <p>⑤ 試験器具の洗浄</p> <p>⑥ 分析結果の記録及び報告</p> <p>⑦ 薬品の保管、管理</p> <p>⑧ 廃液の保管、管理及び処分</p> <p>⑨ 委託者が別に委託した水質分析業務に係る採水及び立会い</p> <p>⑩ 沈砂分析、悪臭物質分析</p> <p>⑪ 作業環境測定</p> <p>⑫ その他上記作業に付随する業務</p>
6	物品等調達 ・管理業務	<p>① 業務遂行に必要な燃料、薬品、油脂類及び消耗品等の調達及び管理</p> <p>② 業務遂行に必要な水道、ガス等の調達</p> <p>③ 処理場・ポンプ場等の施設内及び場内の清掃、建築付帯設備の保守管理並びに定期交換部品等の調達及び管理</p> <p>④ 処理場・ポンプ場等の施設及び設備の消耗品の調達及び管理</p> <p>⑤ 物品の調達記録及び使用記録並びにその報告</p> <p>⑥ その他委託者が別途指示する管理業務</p>
7	その他業務等	<p>① 下水処理過程で発生する沈砂及びし渣の搬出準備、場外搬出時の立会い及び積み込み作業</p> <p>② 下水処理過程で発生する汚泥の兵庫西スラッジセンターへの移送操作</p> <p>③ 事務所等から発生する廃棄物の処分</p> <p>④ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の保守並びに消耗品等の交換により発生する廃棄物の処分</p> <p>⑤ 処理場・ポンプ場等の敷地内の清掃並びに植栽等の剪定及び草刈り（当該作業により発生した清掃ゴミ、剪定枝・刈草の処分を含む）</p>

	業務名	主な内容
		む。) ⑥ 中部析水苑場内の浚渫 ⑦ 処理場・ポンプ場等の施錠及び解錠 ⑧ 処理場・ポンプ場等の火災予防 ⑨ 委託者が行う工事及び保守点検等の立会い及び作業補助 ⑩ 処理場等の見学者対応 ⑪ 行政機関等による立入検査の立会い ⑫ 業務の引継ぎ ⑬ 苦情対応 ⑭ その他処理場・ポンプ場等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

### 2.3.2 本業務に含まない業務範囲

	区分	内容
1	方針管理	維持管理のあり方、組織管理、放流水質基準の決定等の方針管理
2	維持管理基本計画 ・管理業務	運転管理及び施設機能維持の状況の断続的な分析・評価、維持管理の基本的な計画策定
3	法的業務	官庁への届出、維持管理負担金の徴収等の下水道管理者の責務に基づく法的業務
4	危機管理対応業務	危機管理レベルの高い場合の総括指揮
5	施設管理計画・管理業務	施設の改築更新、修繕等の長期的な管理計画の作成及び管理
6	修繕業務	1箇所あたり税込130万円を超えるもの。年間修繕限度額を超過する修繕業務。
7	廃棄物運搬業務	沈砂、し渣の運搬業務
8	業務監視・評価	受託者の運転管理及び施設機能維持の状況の監視・評価、放流水質が要求水準を達成しない場合の是正指示等
9	管渠調査・管理業務	管渠内調査・清掃業務
10	その他の業務	① 維持管理に関する調査・研究 ② 電力の調達

### 2.3.3 再委託を禁止する業務

本業務のうち下記の業務は第三者への再委託を禁止する。

- (1) 運転管理業務
- (2) 運転操作監視業務
- (3) 計量証明を伴う外部委託を除く水質試験業務
- (4) 緊急対応に関する業務

### 3. 前提条件

#### 3.1 運転管理業務

##### 3.1.1 基本方針

受託者は、処理場・ポンプ場等の状況を把握した上で、各施設の適切な運転管理を実施すること。なお、施設の運転管理は、以下の基本方針を前提とする。

- (1) 現有施設能力を十分に活用する。
- (2) 常に処理能力を確保するように努める。
- (3) 良好な処理水質を確保するための自主管理項目及び自主管理基準を設け、適正な水質・汚泥管理を実施する。
- (4) 設備の効率的な運転管理を行い、省エネルギー管理に努める。
- (5) 活性汚泥濃度等を適正に管理し、必要以上の汚泥を貯留しない。
- (6) 兵庫西スラッジセンター中部送泥ポンプ場への移送汚泥濃度が概ね 1.0～1.5%となるよう管理する。
- (7) 臭気の拡散、振動及び騒音など、周辺環境に影響を及ぼすことのないように努める。
- (8) 設備の故障等が発生した場合は、委託者と密な連絡を行い、速やかな復旧に努める。

##### 3.1.2 業務期間

令和4年12月1日から令和7年11月30日までとする。

#### 3.2 流入水量・水質

##### 3.2.1 流入水量の実績

処理場における流入水量の実績を別紙2に示す。

##### 3.2.2 流入水質の実績

処理場における流入水質の実績を別紙2に示す。

#### 3.3 流入基準

##### 3.3.1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、別紙3のとおりとする。

なお、委託費の積算に用いる流入水量は、別紙3に示すとおりとする。

### 3.3.2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、別紙3のとおりとする。

別紙3に記載のない水質項目については、下水道法第12条の2の範囲内とする。

なお、上記の水質に関する流入基準においては、測定の時点で基準を満たさない場合を水質の流入基準の未達とする。

流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から、流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする。

## 4. 運転管理において受託者の達成すべき要求水準

### 4.1 放流水質に関する基準及び栄養塩管理運転に関する基準

処理場における放流水質の要求水準として法定基準及び受託者に課す契約基準、栄養塩管理運転に関する要求水準として受託者に課す契約基準を設定する。委託者は、要求水準の達成状況を公表することができる。

#### 4.1.1 法定基準

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を達成していない場合の追加の水質試験を含む。）、委託者が実施する水質試験）の各回測定値が達成すべき法定基準は、別紙4のとおりである。

なお、契約期間中に法令等が改正されたときは、施行日以降改正後の数値とする。

受託者は、法定基準の未達となる期間を把握するために、法定基準の未達が最初に確認された時点から、法定基準が未達でないことが確認できるまで、1日1回以上水質測定を行い、放流水質を把握すること。

委託者は、受託者が行う水質測定の結果をもって、法定基準の未達の期間を確認する。

#### 4.1.2 契約基準 I

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（放流水質及び栄養塩管理運転に関する契約基準、放流水質法定基準を達成していない場合の追加の水質試験を含む。）、委託者が実施する水質試験）の各回測定値が達成すべき契約基準（以下「契約基準 I」という。）は別紙4及び別紙5のとおりである。

なお、本業務期間中に法定基準が改正された場合に、当該数値が放流水質に関する契約基準 I より小さい値となる項目がある場合は、その値を当該項目に係る契約基準 I とみなすものとする。

受託者は、契約基準Ⅰの未達となる期間を把握するために、契約基準Ⅰの未達が最初に確認された時点から、契約基準Ⅰが未達でないことが確認できるまで、1日1回以上水質測定を行い、放流水質を把握すること。

委託者は、受託者が行う水質測定の結果をもって、契約基準Ⅰの未達の期間を確認する。

また、受託者は、3.3節に示す流入基準が未達である場合でも、可能な範囲において上記の契約基準Ⅰを満たすように努める。

#### 4.1.3 契約基準Ⅱ

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を達成していない場合の追加の水質試験を含む。）、委託者が実施する水質試験）の全測定値の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）が達成すべき契約基準（以下「契約基準Ⅱ」という。）は、別紙4のとおりである。

ここで、加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	…
測定 ↓ 結果A				測定 ↓ 結果B			測定 ↓ 結果C				測定 ↓ 結果D			

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div (365 \text{ (又は } 366) - \text{除外期間})$$

除外期間とは、流入水が3.3節に示す流入基準を満足していない期間、および別紙5に記載する期間をいう。

#### 4.2 施設機能の維持にかかる保全管理要求水準

受託者は、処理場・ポンプ場等の機能が劣化しないよう日常的な保守点検等を実施し、正常な状態に維持すること。

本業務終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、契約時の施設機能報告書に比して、著しい損傷及び劣化がない状態とすること。

建築物や外構等の保守管理や清掃については、本業務開始時と比べて美観を損なわない状態とすること。

#### 4.3 環境への配慮

##### 4.3.1 景観等への配慮

受託者は、本業務の実施にあたっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努める。

##### 4.3.2 騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス対策に関する基準

受託者は、本業務の実施にあたり、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、電気事業法

等の関連法令等を遵守するとともに、周辺住民の生活環境を損ねることのないように努めなければならない。なお、騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス等、環境計測に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれによることとする。

#### 4.3.3 安全対策

受託者は、維持管理上必要な作業車両等の通行にあたっては、本施設周辺住民等の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じる。

#### 4.4 受託者の達成すべき基準、履行すべき業務にかかる改善措置等

受託者は、法定基準、契約基準Ⅰ又は契約基準Ⅱ（以下「目標基準」という。）を達成できなかった場合は、別紙6に基づき速やかに改善計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

委託者は、目標基準が達成できなかった場合は、別紙6及び別紙7の規定に従い、受託者に委託費の減額、本契約の解除及び違約金の請求（以下「委託費の減額等」という。）をすることができる。なお、流入基準を超過した流入水が原因により目標基準が達成できない場合は、委託費の減額等はされないものとする。ただし、受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

#### 4.5 遵守すべき関連法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、以下に示す関連法令等を遵守すること。

##### 4.5.1 関連法令等

別紙8のとおり

##### 4.5.2 要綱・各種基準等

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説
- (2) 下水道維持管理指針
- (3) その他関連要綱・各種基準等

### 5. 運転管理等業務の内容

受託者は、2.3.1項に示した運転管理等の業務を実施すること。

#### 5.1 業務書類の作成・提出

##### 5.1.1 業務計画書等

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、契約後遅滞なく業務着手届及び業務計画書を

提出すること。なお、業務計画書は、別紙9に基づいて作成すること。

- (2) 作成した業務計画書は直ちに委託者に提出すること。また、業務計画書を変更する場合は、事前に委託者と協議の上、変更計画書を提出すること。
- (3) 受託者は、業務計画書に基づき本業務を行うものとする。委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと判断した場合は、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画書の変更を含む。）を求めることができる。

### 5.1.2 月報等

受託者は、別紙10の内容を記載した日報、月報及び年報を作成すること。また、月報、年報及び委託業務完了報告書は翌月10日までに、その他委託者が指示するものについては、委託者の指示に従い、随時提出すること。

委託者は、日報、月報及び年報の内容について、受託者に説明を求め、又は必要な範囲で、受託者が本業務に関し所持している資料の提出を求めることができるものとし、受託者はこれに応じるものとする。

## 5.2 作業時間

処理場・ポンプ場等に係る非常時の対応を除く業務について指定する作業時間は、以下に掲げるものとするが、その詳細については、委託者と協議するものとする。

### (1) 中部析水苑

- ア 運転操作監視業務（汚泥移送業務を含む。） 24時間（年間）
- イ 保守点検、修繕、水質等試験、その他の業務 随時

### (2) 巡回管理対象施設

- ア 運転操作業務 定期の巡回方式とし、8時35分から17時20分までとする。
- イ 保守点検業務 定期の巡回方式とし、8時35分から17時20分までとする。
- ウ 運転監視業務 中部析水苑にて遠方監視（24時間）とする。
- エ 修繕、その他の業務 随時

### (3) 遠方監視対象施設

- ア 運転監視業務 中部析水苑にて遠方監視（24時間）とする。
- イ その他の業務 随時

## 5.3 運営管理要領

委託者は、これまでに蓄積してきた知識と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、4章に定める処理性能を担保することを最優先としつつ、処理場・ポンプ場等の運営管理を効率的かつ効果的に行うとともに、次の各号に留意して業務を遂行するものとする。

- (1) 運転操作業務計画及び各種業務計画を適正に策定し、委託者に提出する。
- (2) 運転操作業務計画及び各種業務計画を変更する必要性が生じた場合は、速やかに変更計画を策定し、委託者に提出する。
- (3) 監視、水質試験及び保守点検業務から得られる情報を的確に判断し、所定の性能を担保するよう運転操作を行う。
- (4) 的確な修繕業務を行い、適正な施設・物品管理業務を行うことで処理場・ポンプ場等の適切な維持管理に努める。
- (5) 事故等が発生しないよう安全管理に万全を期す。

## 5.4 運転操作監視業務要領

### 5.4.1 運転操作

- (1) 受託者は、各種機器の使用目的、機能及び水質試験結果を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作に努めること。また、故障時及び事故時等においても適切な処置を行うこと。
- (2) 受託者は、処理場・ポンプ場等の施設及び設備の運転操作に当たっては、その施設及び設備の機能が発揮でき、かつ過度の劣化が生じないよう適正に実施するものとする。
- (3) 受託者は、各機器が正常に動作するよう各施設及び設備の調整及び整備に努めること。新たに増設又は改造された施設及び設備等についても同様とする。
- (4) 汚泥処理に係る運転操作監視業務は、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう処理場施設全体の運転管理を念頭に置き、適切な処置を行うこと。
- (5) 大雨、異常な水質の流入水等による処理水悪化が生じるおそれがある場合は、直ちに委託者に報告し、運転操作について適切な処置を行うものとする。

### 5.4.2 中部析水苑において指定する管理事項

- (1) 汚泥調整槽から中部送泥ポンプ場（場内、兵庫県所有）まで、生汚泥を圧送しており、汚泥調整槽を常時監視し、生汚泥の圧送に最適な汚泥濃度（概ね1～1.5%）を維持しなければならない。
- (2) 当該処理場は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）（以下「省エネ法」という。）第17条第1項に規定する第一種エネルギー指定管理工場等であるので、省エネ法の趣旨を踏まえ、エネルギー消費量の削減に努めなければならない。
- (3) 再利用水利用施設に対して、円滑に再利用水を送水しなければならない。
- (4) 下水道施設（管路等）から浚渫による発生する浚渫物を受け入れるため、受け入れの監視および処理場設備の調整を行わなければならない。



#### 5.4.3 監視記録

- (1) 受託者は、監視室において必要な事項を監視し、記録すること。
- (2) 監視室の記録については、運転状況から判断し、適正な状態であることを確認する。  
なお、異常が確認された場合、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 日報、月報及び年報データで委託者の指定する項目は、遅滞なく委託者の指定するデータファイルに入力するものとする。なお、入力したデータにおいて、報告後にデータを修正する必要がある場合には、委託者の承認を得た後に修正するものとする。
- (4) 遠方監視対象施設について、設備の異常通報を受けた場合は、直ちにその旨を委託者へ連絡すること。

#### 5.4.4 巡回

- (1) 処理場場内・ポンプ場等の巡回を行い、施設の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めること。
- (2) 巡回により異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、応急的な措置を講じ、その後、速やかに委託者へ報告し対応を協議するものとする。

### 5.5 保守点検業務要領

#### 5.5.1 保守点検

- (1) 受託者は、処理場・ポンプ場等の設備等の正常な運転を確保し、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を全うするため、次の事項について日常及び定期的に保守点検を行わなければならない。
  - ① 日常点検は、機器及び設備の保全を主目的とし、目視、触感等及び計器による点検並びに調整及び記録を行うものとする。
  - ② 定期点検は適切な周期により点検及び記録を行い、委託者に報告するものとする。
  - ③ 各種機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、塗装、清掃（機器、配管、池、槽等の清掃を含む。）等の整備を行うものとする。
- (2) 委託者が指定する保守点検整備項目を以下に示す。これらは法の定める資格者が必要な点検は資格者が行うものとし、再委託を行う場合は対象設備の製造者と同等以上の技術を有するものを行うこと。点検周期、点検内容は、別紙1-1に示す内容に

準じて実施すること。

- ① 中央監視設備点検
  - ② 全室素・全りん計点検
  - ③ 消防設備点検
  - ④ クレーン点検（ポンプ等及びプロア棟）
  - ⑤ エレベーター保守点検
  - ⑥ 受水槽保守点検
- (3) 受託者は、上記以外に、点検内容及び頻度の変更、定めのない機器の点検等については、委託者と協議の上行うものとする。
  - (4) 受託者は、保守点検業務の実施に必要なとする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って保守点検業務を行うこと。
  - (5) 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し保守点検業務に当たること。
  - (6) 受託者は、(4)、(5)に規定する事項を達成するため、保守点検業務に必要な機器の取扱説明書、施設の図面等を常に整理すること。
  - (7) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行うこと。
  - (8) 保守点検業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
  - (9) 契約期間中に増設された機器については、同様に保守点検等を行うものとする。
  - (10) 保守点検により、設備に不調が確認された場合、処理場の運転への影響や修繕等の対応について委託者へ報告を行うこと。
  - (11) 委託者が電気設備点検業務を別に委託する施設について、電気設備の管理点検は、当該業務の受託者の指示に従って作業しなければならない。

#### 5.5.2 臨時点検

受託者は、故障警報・異常、非常事態発生時等には、異常の状況を確認し、臨時点検を実施するものとする。

### 5.6 修繕業務要領

#### 5.6.1 修繕業務

- (1) 受託者は、処理場・ポンプ場等の機能が正常に発揮できるよう、必要に応じ適切に施設、設備、機器及び備品等に係る修繕（修理、交換、分解整備及び調達等をいう。）を行うものとする。修繕の必要が生じたときは、現況及び修繕の必要とする理由並びに修繕に要する費用見積もりを速やかに書面により受託者に報告するものとする。見積りに要する費用は受託者が負担する。
- (2) 受託者は、修繕に要する費用見積もりが税込み 130 万円を超える可能性がある場合は、修繕内容について委託者と協議すること。
- (3) 受託者は、一箇所（原則として発生箇所単位とする。）あたりの費用が税込 130 万円以下の修繕を行うこと。ただし、修繕費用が年間修繕限度額を超えた場合または部

品の納期等により契約期間内に修繕作業が終了しない恐れのある場合は、委託者が行うものとする。

- (4) 受託者が修繕の対応を行う場合は、委託者に対し、修繕が必要である設備等の現況及びその理由を速やかに報告し、実施後は、修繕に係る見積書、修繕対応の記録を残し、委託者に報告すること。
- (5) 委託者は、受託者による修繕の報告書の提出を受けたときは、必要に応じて点検又は修繕箇所を確認を行うことができる。この場合において、委託者が必要であると認めるときは、受託者に是正を指示するものとし、受託者はこれに応じるものとする。
- (6) 受託者により修繕を行うことが不可能であり、委託者が行う修繕（以下「修繕工事」という。）が必要となる場合は速やかに委託者へ報告し、協議するものとする。

#### 5.6.2 改善措置等

- (1) 委託者は、5.6.1項の規定による維持管理業務が適正になされていないと認めるときは、不適正とする内容を明示した上で、受託者に対し、改善計画書の提出を求めることができる。
- (2) 受託者は、改善計画書の提出の要求があったときは、当該要求のあった14日以内に改善計画書を提出し、委託者の承諾を受けるものとする。
- (3) 委託者は、期限内に改善計画書が提出されない場合（承諾を受けない場合を含む。）、又は改善計画書どおりに本業務が行われていない場合は、改善に必要な措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる。

#### 5.7 水質等試験業務要領

- (1) 受託者は、水質管理に当たっては、4章に定める性能基準等を達成するため、運転操作上必要な項目の試験を定められた方法で実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録保存し、委託者へ報告するものとする。
- (2) 水処理関係試験等及び汚泥処理関係試験等の内容については、別紙12に定める。
- (3) 沈砂分析及び悪臭物質分析の内容については、別紙13に定める。
- (4) 受託者は施設の状態を確認するために、必要に応じて(1)、(2)、(3)以外に臭気測定、振動測定、騒音測定等の計測も行う。
- (5) 受託者は、水質試験業務の実施に当たっては、必要とする関係法令、分析試験方法及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること
- (6) 受託者は、別紙12及び別紙13に示されたもの以外についても、所定の性能を担保するため運転操作に必要な場合は自主的に水質試験・汚泥性状試験を行い、適切な運転操作に反映させるものとする。
- (7) 水質測定機器は、随時点検及び調整を行う。
- (8) 分析により発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき

適切に保管、管理し、処分する。

- (9) 分析に使用する薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等、厳重な管理を行い、盗難及び紛失等の防止を図るものとする。
- (10) 常に分析室及び器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (11) 受託者は、流入水の水量及び水質の監視を行い、流入水が流入基準を満たさないときは、速やかに委託者に報告するものとし、委託者は、流入水の水量及び水質について、流入基準を超過するおそれがあると認めるときは、速やかに受託者に通知するものとする。
- (12) 受託者は、労安法その他関係法令に基づき、水質試験室等の局所排気装置の自主検査並びに作業環境測定及びその評価を、定期的に行わなければならない。また、測定及び評価を行った後、それに係る結果報告書を委託者に速やかに提出すること。
- (13) 前号の評価の結果、第三管理区分に区分された場合、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法を見直し、監督員と協議のうえ、第一管理区分又は第二管理区分となるよう、必要な措置又は改善を行わなければならない。

## 5.8 物品等調達・管理業務

### 5.8.1 備品・消耗品等

- (1) 受託者は、安定的で品質を確保できる調達方法、管理体制を確保するとともに、受託者が専ら使用する備品及び業務実施に必要な消耗品類を調達し、管理すること。
- (2) 委託者は、本業務の開始時点で委託者が保有する備品・消耗品等を貸与するが、受託者は、これらの数量を委託者の立会いのもとに確認し、これらを優先的に使用するとともに、適切に貯蔵、管理すること。
- (3) 貸与した備品等について、委託者は受託者の業務に支障がない範囲で使用できるものとする。
- (4) 委託期間中に委託者が貸与する備品については、受託者はその機能を維持するとともに、故障が生じた場合は、受託者がこれを修繕すること。
- (5) 委託者が貸与する消耗品類の在庫がなくなった場合、又は委託者と協議のうえ、別途調達する必要がある場合には、受託者が必要な消耗品類を調達し、適切に貯蔵、管理すること。また、実施にあたり受託者は、委託者に計画書、証明書を提出すること。なお、受託者が調達する消耗品類については受託者の提案によるものとするが、使用する消耗品類の種類、使用量等について、受託者は事前に委託者に計画書を提出し確認を得ること。また、消耗品類の使用実績についても毎月取りまとめ、委託者へ報告すること。
- (6) 本業務終了時には、受託者は、委託者から貸与された備品・消耗品等と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。
- (7) 貸与備品の一覧は、別紙14に示す。このほか、受託者が独自に備品を調達する場合は、グリーン調達やリサイクル品の使用に配慮すること。

### 5.8.2 薬品・燃料・ガス・水道・通信回線等

受託者は、運転、施設管理に必要な薬品・燃料・ガス・水道・通信回線等の調達・管理を行うこと。

原則として、受託者は、ガス・水道・通信回線等の契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること。（なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続きを行うこと。）

受託者は、実施にあたり、委託者に計画書、証明書を提出すること。

また、薬品・燃料・ガス・水道・通信回線等の使用実績について毎月取りまとめて、委託者へ報告すること。

受託者は、委託者及び委託者が別途発注する工事、設備点検、施設管理上使用する水道についても一括して調達すること。

災害等により調達業務が滞ることがないように支援体制等を整備すること。

なお、危険物の取扱い等にあたって、受託者から選任された危険物保安監督者は、危険物貯蔵施設の危険物保安上の管理権限を有するものとし、関連法令を遵守して当該危険物の適正な貯蔵、管理及び取扱いをすること。

#### (1) 薬品

受託者は、処理場の運転管理に必要な薬品及び水質分析に用いる薬品を調達し、適切に貯蔵、管理すること。なお、使用する薬品については市内業者から調達するものとし、使用する薬品の種類、使用量等については事前に委託者に計画書を提出し、確認を得ること。また、水処理用薬品の規格及び予定数量は表 5.1 のとおりである。

表 5.1 水処理用薬品の規格及び予定数量

名称	予定数量	規格	備考
次亜塩素酸ソーダ	R4 93,000 kg	有効塩素濃度 12%以上 遊離アルカリ 2%以下 塩化ナトリウム 12%以下	水処理用（放流水滅菌） R4 は 4 ヶ月分（12～3 月） R7 は 8 ヶ月分（4～11 月）
	R5 278,000 kg		
	R6 278,000 kg		
	R7 186,000 kg		

薬品用タンク等の容量は、下表のとおりである。なお、受託者は引継期間中に委託者立会いのもと、性状・残量等の確認を行い、本業務終了時に同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

表 5.2 薬品用タンク等容量

名称	タンク等容量	備考
次亜塩素酸ソーダ	10 m <sup>3</sup> ×3 基	最大貯留量

#### (2) 燃料

受託者は、処理場・ポンプ場等の維持管理及び運転管理上必要となる燃料を調達し、管理すること。

なお、受託者は引継期間中に委託者立会いのもと、性状・残量等の確認を行い、本業務終了時に本業務開始時と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

受託者は、災害時等における処理場・ポンプ場等の運転に備え、燃料を常備すること。  
燃料タンク等の容量は、下表のとおりである。

また、処理場・ポンプ場等の燃料を調達する際には、燃料の性状表等を事前に委託者に報告すること。その他必要な燃料（灯油等）についても、受託者が調達し、管理すること。

表 5.3 燃料タンク等容量

名称	タンク等容量	実績	備考
中部析水苑 自家発用 燃料タンク	屋外地上式タンク 40,000 ℓ	自家発運転時想定使用量 4,000 ℓ 161.8ℓ（令和3年） 199.8 ℓ（令和2年） 127.0 ℓ（令和元年）	A 重油
中地ポンプ場 ポンプ駆動、 自家発用 燃料タンク （共用）	屋外地上式タンク 12,000 ℓ	自家運転時発想定使用量 150 ℓ 142 ℓ（令和3年） 119 ℓ（令和2年） 97 ℓ（令和元年） 参考：平成28年9月 運転時間 2.5h×2台 使用量 350 ℓ	A 重油
西広畑ポンプ場 自家発用 燃料タンク	屋内地上式タンク 300 ℓ	自家運転時発想定使用量 40 ℓ 23 ℓ（令和3年） 9 ℓ（令和2年） 28 ℓ（令和元年）	軽油

### (3) ガス

ガスの調達については、受託者がガス供給事業者と契約を行い、受託者がガス料金の支払いを行うこと。

なお、契約解除する場合は、受託者が違約金相当額を負担すること。

ガス漏れ警報機は、ガス供給事業者の基準に基づいて受託者が設置すること。

表 5.4 ガスの契約種別

名称	現契約種別	実績	備考
中部析水苑 （1階事務所等含む）	プロパンガス	231.0 m <sup>3</sup> （令和3年） 219.0 m <sup>3</sup> （令和2年） 195.0 m <sup>3</sup> （令和元年）	

(4) 水道

水道の調達については、受託者が水道事業者と契約を行い、水道使用料の支払いを行うこと。

なお、水道の使用にあたっては節水に留意すること。

表 5.5 水道の契約種別

種別	名称	メーター口径	実績	備考
上水道	中部析水苑 (1階事務所等含む)	100A	2,573 m <sup>3</sup> (令和3年) 2,619 m <sup>3</sup> (令和2年) 2,710 m <sup>3</sup> (令和元年)	
	菅生台ポンプ場	13A	2 m <sup>3</sup> (令和3年) 6 m <sup>3</sup> (令和2年) 20 m <sup>3</sup> (令和元年)	
	西広畑ポンプ場	20A	17 m <sup>3</sup> (令和3年) 5 m <sup>3</sup> (令和2年) 0 m <sup>3</sup> (令和元年)	
	中地ポンプ場	50A	13 m <sup>3</sup> (令和3年) 45 m <sup>3</sup> (令和2年) 852 m <sup>3</sup> (令和元年)	令和元年是 改築工事用 水の影響

(5) 通信回線

通信回線の調達については、受託者が通信事業者等に、下表の通信回線費等の支払いを行うこと。

遠隔監視用の通信回線については、通報先の変更に係る費用も受託者が負担すること。

表 5.6 通信回線の種別 (遠方監視システム用)

種別	場所	回線数等
一般光回線	処理場	3回線
専用光回線	ポンプ場等	25回線
V P Nサービス	ポンプ場等	1契約
プロバイダ料	処理場	1契約

5.9 その他の業務要領

5.9.1 委託費等の請求

受託者は、別紙7に定めるところにより計算された各月の委託費（この契約上、受託者が委託者に請求できる費用を含む。）の支払を固定費と変動費に分けて書面により請求するものとする。

#### 5.9.2 廃棄物の処分

- (1) 処理場・ポンプ場の沈砂及びし渣の収集・運搬作業は委託者が行うため、搬出日時等について事前に委託者と調整を行うこと。
- (2) 沈砂及びし渣の搬出にあたり、委託者の運搬車両への積込み作業を行うこと。なお、沈砂の搬出時には産業廃棄物管理票の交付を行うこと。
- (3) 受託者は、処理場・ポンプ場等から発生する次の廃棄物を適正に保管し、処分すること。
  - ・施設、設備及び機器の保守並びに消耗品等の交換により発生する廃棄物
  - ・敷地内の清掃並びに植栽等の剪定及び草刈りにより発生する廃棄物
  - ・事務所等から発生する廃棄物

#### 5.9.3 清掃業務

受託者は、処理場・ポンプ場等の機能及び作業環境を良好に保つために、敷地内及び施設内の清掃を行う。

なお、中部析水苑において委託者が主に使用する室については、競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により令和4年度の姫路市業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「清掃」の詳細業種「建物清掃」において競争入札に参加する資格を有する者に別紙15による内容の清掃を行わせること。

#### 5.9.4 植栽・樹木管理業務

受託者は、周辺環境との調和を保つために、処理場・ポンプ場等の敷地内の除草・草刈、剪定、施肥、害虫防除、散水を適宜実施すること。

ただし、別図1で指定する範囲において草刈りは行わず、年2回程度の除草剤の散布を行うこと。

#### 5.9.5 浚渫業務

受託者は、中部析水苑において別紙16による浚渫業務を行うこと。

#### 5.9.6 保安業務

- (1) 受託者は、処理場場内・ポンプ場等を巡視し、現状の確認を行うとともに、異常の早期発見に努める。なお、異常を発見した場合には、初期対応を行い、速やかに関係機関及び委託者又は委託者が指定する者に連絡するとともに臨機の措置をとる。
- (2) 受託者は敷地内に第三者が自由に立入ることがないように、出入り口の施錠を確実にを行うなど防犯に必要な対策をとる。
- (3) 受託者は災害などにより運搬車両等の通行に支障が生じた場合は、臨機の措置をとる。



#### 5.9.7 見学者案内

受託者は、委託者の要請に応じ、中部析水苑への見学者を受け入れ、別紙17の要領により見学者の案内を行うこと。

受け入れ実績

	件数	見学者数
平成29年度	5	294
平成30年度	5	492
令和元年度	12	629
令和2年度	1	2
令和3年度	0	0

なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、見学の中止期間あり。

#### 5.9.8 苦情に対する対応

受託者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得る。

ただし、苦情が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに速やかに委託者又は委託者が指定する者に報告する。

苦情の受付業務は、原則として平日の17時20分から翌日8時35分及び本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）に行うこととし、苦情を受け付けた場合の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 苦情内容を聞き取る。
- (2) 急を要する場合には、直ちにその旨を監督員に連絡する。
- (3) 別途定める書式に記録し、速やかに報告する。

#### 5.9.9 エネルギー管理に関する業務

受託者は中部析水苑の管理について、下記書類の作成を行うこと。なお、下記(1)、(2)の書類については、毎年6月中旬をめぐりに監督員に提出すること。

- (1) 定期報告書の作成
- (2) 中長期計画書の作成
- (3) その他省エネ法において必要な書類作成及び管理業務

#### 5.9.10 臨時作業への協力

受託者は処理場・ポンプ場等における次に示す作業が行われる場合、工程等を十分調整し、その作業が円滑に行われるよう協力しなければならない。

- (1) 処理場・ポンプ場等内の施設の新設及び増設
- (2) 処理場・ポンプ場等内の設備の新設及び改築・更新
- (3) 処理場・ポンプ場等の敷地内の場内整備
- (4) 委託者が行う修繕工事等
- (5) その他、委託者又は委託者が指示する者が行う作業

上記作業が予定されている場合、委託者は事前に受託者に通知するものとする。

#### 5.9.11 施設機能確認業務

- (1) 受託者は、業務の対象となる施設について、適正な維持管理により要求水準を満足する施設の機能を維持し円滑に業務を行っていることを証明するために、委託者の設備データベースにデータを入力するとともに入力データを整理したのち、施設機能報告書を作成する。
- (2) 委託者又は委託者が指定する者は、受託者が作成した施設機能報告書をもとに、施設機能維持の状況を確認する。

以下は施設機能確認の主な内容であるが、施設機能確認・診断手法及び報告書取りまとめの詳細は受託者の提案とする。

##### ①データ収集及び整理

受託者は、本業務の対象となる施設について、保守・点検業務（日常点検、定期点検）、修繕業務（修繕工事・小規模修繕）及び事故、故障、劣化状況その他施設に関するデータについて整理し、委託者のデータベース入力のための資料及び電子データを提出する。なお、詳細については、委託者と受託者で協議する。

##### ②現地確認

受託者は、日々の保守・点検記録のなかで、実施する現地確認で主要機器の劣化状況、設置状況について目視で確認するものとし、写真により外観の現状を記録し結果を整理する。

##### ③対象施設の性能評価と機能診断の提案

受託者は、保守・点検記録、機器台帳、補修履歴等、業務における維持管理・運転管理対象施設にかかる資料等により、各施設の性能について評価し、機能確認面からの支障の有無を評価する。

##### ④施設機能報告書の作成

受託者は、上記の作業結果を「施設機能報告書」としてとりまとめ、年に一度委託者へ提出する。

#### 5.9.12 引継業務

- (1) 運営準備

契約締結日から委託開始日の前日までを業務準備のための期間とし、受託者の費用により本業務の履行のための準備を行うものとする。

## (2) 施設機能の確認

受託者は、委託開始日までに委託者が作成した施設機能報告書の内容が委託対象施設の状況と一致していることを確認し、委託開始日以降に施設機能報告書の内容が委託対象施設の状況と一致していないことを主張することはできない。ただし、委託対象施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在し、かつ、当該不一致を委託開始日までに発見することが著しく困難であったことを受託者が証明した場合は、委託者は受託者と協議し、速やかに必要な措置を講じるものとする。

受託者は、委託開始日までに委託者の認めた様式による「施設機能確認報告書」を作成し提出すること。

## (3) 引継文書の作成

別紙18のとおり

## (4) 施設機能の確認

委託者は、契約期間満了によりこの契約が終了したときは、自ら又は第三者に委託することにより、施設及び設備の機能確認を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の指定した日までに所定の様式による「施設機能確認報告書」を提出するものとする。機能確認の結果、委託対象施設が4.2節の維持管理要求水準を満たしていないと認めるときは、受託者に対し、これらの条件を満たすため必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。

## (5) 予定受託者への業務の引継

受託者は、原則として令和7年11月1日～11月30日までの期間（約1ヶ月）は、引継業務準備期間として、次の本業務を受託する予定受託者に対して、技術指導し、4.2節の維持管理要求水準を満たしている状態で引継ぎを行い、引継ぎ文書を交付すること。

また、受託者は新たに本業務を受託する受託者に対し、期間満了の日から、技術指導が必要と認められる期間は、技術指導をしなければならない。なお、技術指導に係る期間及び費用については、受託者と新たに本業務を受託する受託者の間で協議するものとする。

# 6. 業務実施体制

## 6.1 総括責任者等の選任

受託者は、総括責任者、副総括責任者及び主任（設備点検、水質試験）（以下「総括責任者等」という。）を選任し、氏名、経歴、資格等必要な事項を記載した選任届を委託者に提出し、その承諾を得るものとする。なお、総括責任者等に異動があった場合も同様とする。

総括責任者は、契約書、要求水準書などの設計図書及び現場業務内容全般を熟知した上で、従事者を指導監督し、業務を適正、かつ、円滑に遂行するものとする。

副総括責任者は、総括責任者が傷病、欠勤その他職務を遂行することが出来ない場合、当該期間に限り臨時的な措置として、総括責任者と同一の権限と責任を有するものとする。

主任（設備点検、水質試験）は、各担当業務を総括し、総括責任者及び副総括責任者の職

務を補佐するものとする。

## 6.2 総括責任者等の要件

総括責任者等の要件は、別紙19に掲げるとおりとする。

## 6.3 法定資格者等の選任

受託者は、業務の遂行にあたり、別紙20に掲げる資格を有する者を配置するものとする。

## 6.4 労務管理等

受託者は、労働基準法、労働安全衛生法及びこれに関連する法令等を遵守して従事者を就業させるとともに、従事者の労務管理を適正に行わなければならない。

受託者は、安全衛生管理を徹底して行い、事故の防止に努めるとともに、本業務従事者に対し労働安全衛生の教育を行い、労働災害が発生しないように努めなければならない。

## 6.5 就業の制限

受託者は、労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転等の取扱に当たっては、有資格者以外の者に扱わせてはならない。

受託者は、酸素欠乏危険作業、ボイラー取扱作業、危険物取扱作業及び特定化学物質取扱作業等に当たっては、有資格者の内から作業主任者を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。

## 6.6 従事者の服装等

受託者は、本業務従事者に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受託者の従業員であることを明示する名札等を着用させなければならない。

## 6.7 教育及び訓練

受託者は、従事者の教育及び訓練を行い、本業務に関する技術上の知識、技能及び非常事態発生時の対応力の向上に努めるものとする。また、受託者は従事者の教育及び訓練に係る計画を適正に策定するとともにその結果を委託者に提出するものとする。

受託者は、委託者が行う訓練に協力を求められた場合、業務に支障のない範囲で協力をするものとする。

## 6.8 非常事態発生時の対応

(1) 受託者は、非常事態に備えて必要な措置が講じられるよう、本業務従事者の非常招

集ができる体制を確立しておくこと。

- (2) 受託者は、非常事態発生時には、5.1.1項により作成した「業務計画書」に基づき、速やかに必要な人員を現場等に適切に配置し、委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、非常事態発生時には、5.1.1項により作成した「業務計画書」に基づき、非常事態発生時対応業務を遂行する。
- (4) 委託者は、非常事態発生時には、受託者に対して応急措置を求めることができる。
- (5) 受託者は、非常事態発生時対応業務に従事した場合は、速やかに従事した従事者数、対応時間及び対応内容を委託者に報告するものとする。

## 7. 費用分担

### 7.1 施設等の使用

- (1) 本業務の遂行に必要な管理事務室及び休憩室等の施設の利用は、無償とする。
- (2) 受託者は、事務室等使用願を委託者に提出するとともに、責任をもって清掃及び備え付け器具の維持・管理を行い、汚損・破損の場合は、直ちに弁償するものとする。
- (3) 管理事務室等の使用に伴う光熱水の費用負担は、7.3節のとおりとする。

### 7.2 受託者が負担する本業務にかかる経費

受託者は、本業務を遂行するに当たり、次の経費を負担するものとする。

- (1) 従事者の人件費に関するもの
- (2) 従事者の作業服、作業靴等の作業上必要な被服類に関するもの
- (3) 机、ロッカー等の従事者にかかる費用
- (4) 施設管理（清掃等）に要する用具類及び雑品事務用品類
- (5) 受託者が専ら使用する備品
- (6) その他別紙21に定めるもの

### 7.3 光熱水費

7.1節に規定する施設の使用に伴い必要となる、次の各号に掲げる経費は、受託者が負担するものとする。

- (1) 燃料代
- (2) 水道代
- (3) ガス代

### 7.4 貸与品

- (1) 委託者が保有する工具類及び機器に付属する標準工具並びに測定機器等の備品の

使用は無償とする。

- (2) 委託者が保有する工具類及び測定機器等の備品は、別紙14のとおりとする。ただし、軽易な分解工具（ドライバー、ペンチ、ハンマー等）及び日常的に使用する測定機器については、受託者が備えるものとする。
- (3) 貸与した工具類及び測定機器等の備品については、適正な保管を行うとともに台帳を作成し、保管状況を把握し紛失等があった場合は、受託者が弁償するものとする。

## 7.5 電話料等

- (1) 電話は、受託者の負担において設置するものとする。
- (2) 電話に係る全ての料金は、受託者が負担するものとする。

## 7.6 不可抗力に対する負担

- (1) 受託者は、暴風、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常の見込みを超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができないもの（流入水の水質及び水量が流入基準を著しく超過している場合を含む。以下「不可抗力」という。）により、委託対象施設の運転又は維持管理が著しく困難となったとき又は委託対象施設に損傷を及ぼす可能性が生じたときは、委託者の指示に従い対応するものとし、委託対象施設への被害及び本業務への影響を軽減するため合理的な努力を行うものとする。この場合において、対応に要した費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は過失によって要した費用が増加したと認められる場合における当該増加した費用については、受託者の負担とする。
- (2) 不可抗力により委託対象施設が損傷したときは、委託者の責任と費用において補修、修繕等を行うものとする。ただし、受託者の故意又は過失によって、要した費用が増加したと認められる場合における当該増加した費用については、受託者の負担とする。
- (3) 不可抗力による委託対象施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間の委託費については、協議により固定費に係る委託費を支払うものとする。
- (4) 委託者は、不可抗力による委託対象施設の損傷により本業務の内容を変更する必要があるときは、必要と認める範囲内において、本業務の内容を変更することができるものとし、委託対象施設の損傷によりこの契約の継続が著しく困難であると認めるときは、委託者は直ちにこの契約を解除することができる。委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

## 7.7 損害賠償

- (1) 受託者の責めにより生じた運転上又は維持管理上の不備、誤操作等による機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、修繕等を行うものとする。
- (2) 本業務の履行中に受託者の故意又は過失による、汚濁した水質での放流水の放流等により、周辺環境保全に影響を及ぼし、その結果損害賠償その他の金銭の支払を委託者が第三者から請求された場合であって委託者がその支払に応じたとき、又は委託者が周辺環境保全の回復のための措置を行ったときは、委託者は、受託者に対し、その損害賠償及び措置に要した費用の一部又は全部を請求することができる。
- (3) 受託者は、自らの負担において受託者賠償責任保険等の保険に加入しなければならない。

## 8. その他

### 8.1 本業務終了時の状態

受託者は、本業務終了時において、本業務の対象とする全ての施設が本水準書で提示した性能を発揮できる機能を有し、本業務終了後1年以内に不測の更新・修繕等を要することのない状態で、委託者に引き渡せるようにする。

### 8.2 法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関係法令をその趣旨を踏まえて遵守する。また、本業務の実施に必要なその他の許認可を、自らの責任と負担により取得するものとする。

### 8.3 業務遂行上の留意点（非常時の対応）

受託者は、故障等により、処理場・ポンプ場等の全部又は一部の機能が停止した場合あるいは、災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようにする。

また、非常時に流入水量又は流入水質が、3.3節に示した流入基準を超える場合には、4.1.2項に示す放流水質の契約基準を満足することを目標に、対応可能な範囲内において処理を行うものとする。ただし、当該期間中は、4.1.2項に示す放流水質の契約基準の達成を求めものではない

### 8.4 リスク分担

本業務範囲における運転・維持管理上の責任範囲は、別紙22に定めるところによるものとする。